

新教育長体制への移行について

2015年4月1日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されました。この改正では、旧制度から新制度への教育の継続性・安定性を確保する観点から、法施行日において在任中の教育長については、その教育委員としての任期が満了するまで旧制度の教育長として在職するものとした経過措置が設けられています。現教育長の任期が2018年3月31日で満了することに伴い、町田市教育委員会では2018年4月1日から新教育長体制へと移行いたします。

1 法改正のポイント

○教育行政における責任体制の明確化

教育委員会を代表する教育委員長と、事務局を統括する教育長を一本化して、新たな責任者「新教育長」を置く。

○地域の民意を代表する首長との連携強化

首長と教育委員会が協議・調整する場として総合教育会議を設け、首長は同会議において、教育委員会と協議のうえ、教育に関する総合的な施策の大綱を策定する。

※総合教育会議は2015年度から開催しています。

2 新教育長の職について

<現行>

- ・市長が議会の同意を得て教育委員を任命、教育長は教育委員である者のうちから教育委員会が任命（教育長は市長が直接任命していない）
- ・教育長の任期に定めはないが、教育委員としての任期中に在任するため実質4年
- ・教育委員会における具体的な事務執行の責任者、事務局の指揮監督者

<2018年4月1日以降>

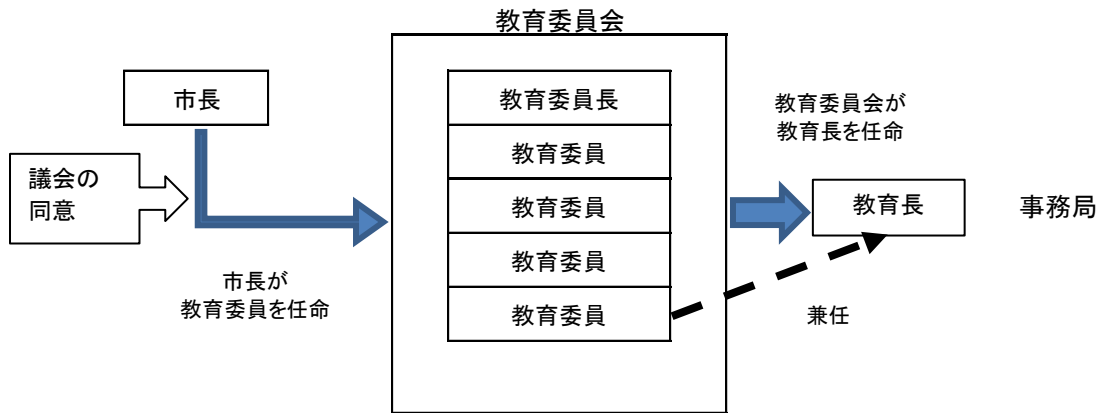
- ・教育委員とは別に、新教育長については市長が議会の同意を得て任命
- ・新教育長の任期は3年（教育委員は4年）
- ・教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表（会議の主宰者、具体的な事務執行の責任者、事務局の指揮監督者）

3 今後のスケジュール

2018年3月（第一回定例会）	新教育長任命
2018年4月1日	新教育長就任
	教育長職務代理者指名

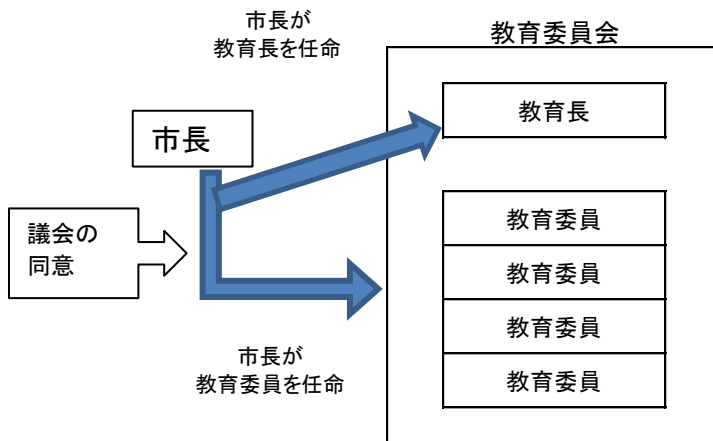
【新教育長の概要】

< 現行 >



- 教育委員長（非常勤）：教育委員会の代表者、会議の主宰者
- 教育長（常勤）：具体的な事務執行の責任者、事務局の指揮監督者

< 新教育長体制 >



- 新教育長（常勤）：教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表（会議の主宰者、具体的な事務執行の責任者、事務局の指揮監督者）
任期3年